

# 令和6年度 浦添市 認定こども園・保育所等入所案内



NEW

マイナポータルからオンライン申請できます！  
詳細については、3p、11p  
をご確認ください。

ホームページQRコード



※受付締め切り前は大変混み合います！

オンライン申請やLINEの事前窓口予約にご協力ください。申込みの順番は選考に影響しません。  
申込締め切り後の受付は、令和6年4月1日入所の対象からはずれ「待機」となります。

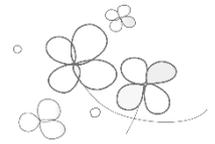
## 令和6年度4月入所申込受付期間及び場所

書類配布期間	令和5年10月2日(月)より随時
受付期間	令和5年10月10日(火)～令和5年11月2日(木) 受理後の追加書類受付締切日:令和5年12月1日(金)
受付時間	【窓口申請】8時30分～12時00分 / 13時00分～17時00分 10月31日(火)、11月1日(水)は19時00分まで受付します。 土日と12時00分～13時00分の間は、申込受付はできません。 【オンライン申請】終日
受付場所	こども未来課(旧保育課) 認定係 (浦添市役所 2階) または在園している園 マイナポータル(ぴったりサービス)

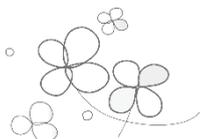
## クラス年齢

0歳児(令和5年4月2日～)	3歳児(令和2年4月2日～令和3年4月1日)
1歳児(令和4年4月2日～令和5年4月1日)	4歳児(平成31年4月2日～令和2年4月1日)
2歳児(令和3年4月2日～令和4年4月1日)	5歳児(平成30年4月2日～平成31年4月1日)

# もくじ



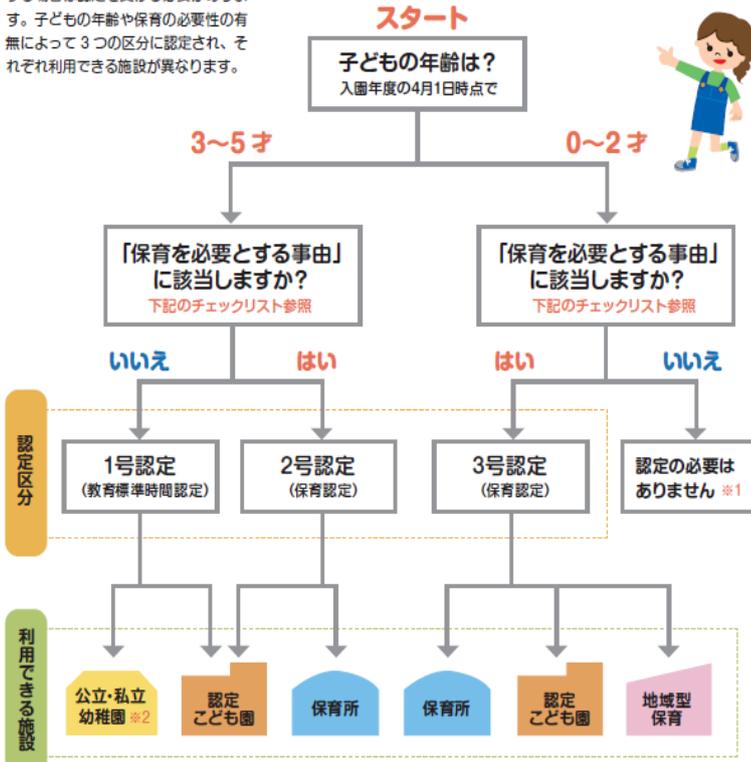
1	あなたの認定区分は?利用できる施設をチェック!! 保育所等申込オンライン申請フローチャート	3 p
2	入所対象児童・保育を必要とする事由	4 p
3	提出書類	5 p
4	令和6年4月1日認可保育所等新規受入予定児童数・保育状況一覧	
5	(1) 公立保育所・法人保育園	6 p
6	(2) 小規模・事業所内保育事業所	7 p
7	(3) 公立・公私連携型認定こども園	8 p
8	(4) 私立認定こども園	8~9 p
9	公立・公私連携認定こども園(小学校に併設している認定こども園)利用 定員、その他費用	10 p
10	オンライン申請について	11 p
11	新規申込児童の保育所等入所までの流れ(一斉入所4月から入園)	12 p
12	令和6年4月入園の申込後の変更(希望園変更、申込取下、内定辞退) 保育の必要量の認定区分	13 p
13	利用調整(選考)方法について 一斉入所期間の転園選考について	14 p
14	発達支援教育保育について	15 p
15	令和6年度途中における保育所等入所について	16 p
16	浦添市保育所等保育料 保育料算定方法について	17 p
17	税情報が確認できない方 保育料納付について	18 p
18	多子世帯の保育料の軽減(3号認定) 「ひとり親世帯等」の保育料軽減	19 p
19	給食費について 副食費の免除対象の範囲	20 p
20	施設等利用給付(保育無償化)について	21 p
21	入園後の変更(家庭状況の変更、転園、退園)	22 p
22	保育所等入所に関してよくある質問	23 p



# あなたの認定区分は？利用できる施設を

チェック!!

保育所や幼稚園、認定こども園を利用する場合は認定を受ける必要があります。子どもの年齢や保育の必要性の有無によって3つの区分に認定され、それぞれ利用できる施設が異なります。



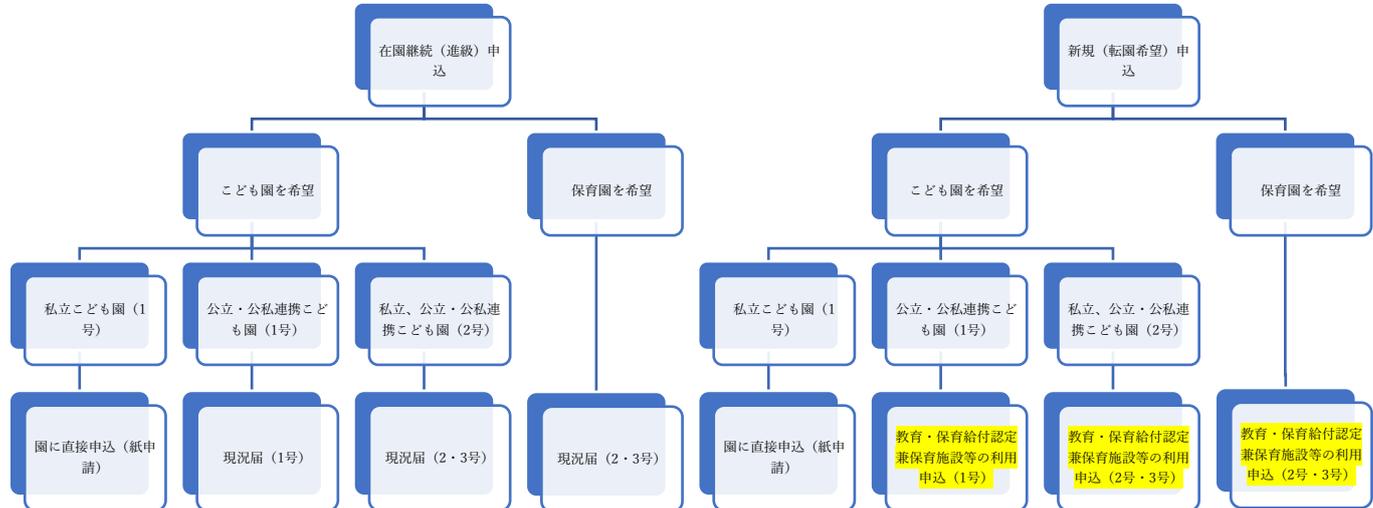
※1 必要に応じて、一時預かりなどの支援が利用できます。  
 ※2 新制度に移行していない私立幼稚園もあります。その園を利用する場合は認定を受ける必要はありません。共働き家庭でも幼稚園を利用したい場合は、1号認定を受けることとなりますが、申請によって預かり保育の利用が可能です。

保育所等とは…  
 この入所案内での「保育所等」とは、浦添市内の認可保育所、小規模保育、事業所内保育、認定こども園のことです。保育所等では保護者が働いている、または疾病などのために、家庭において十分保育することができない児童を、家庭の保護者にかわって保育することを目的とした施設です。

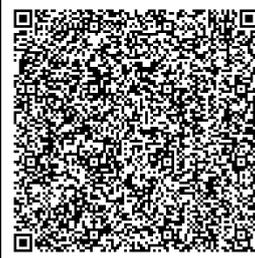
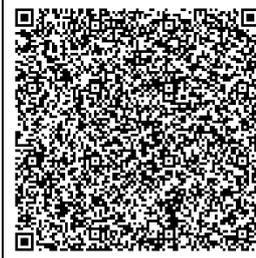
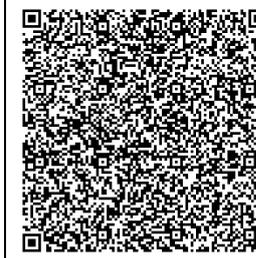
こども園とは…  
 幼稚園と保育所の機能を併せ持つ施設です。また、保護者が働いている(2号認定)、働いていない(1号認定3歳クラス以上)にかかわらず利用できる施設です。浦添市では、公立幼稚園を幼保連携型認定こども園へ年次的に移行し、令和4年度に全園の移行が完了しました。



# 保育所等申込オンライン申請フローチャート



## 申請フォーム

現況届(1号) 	現況届(2号・3号) 	教育・保育給付認定兼保育施設等の利用申込(1号) 	教育・保育給付認定兼保育施設等の利用申込(2号・3号) 	【再提出フォーム】 追加資料 
--	---	---	---	--

## ◇入所対象児童

浦添市に住民票を有する世帯で生後5ヶ月から小学校就学前までの保育を必要とする児童が対象です。

※転入予定の方の申し込みも受付しますが、3月24日までに浦添市へ転入手続きをしてください。

## ◇保育を必要とする事由

認可保育施設の利用にあたっては、保護者が毎年度「教育・保育認定」を受ける必要があります。したがって、どの家庭の児童も無条件に入所できるものではありません。「集団保育に慣れさせるため」、「下の子の保育に手がかかるため」などの理由では入所の対象とはなりません。

	認定事由	具体的な状況	入所期間	保育必要量の認定区分
1	就労	月 64 時間以上の就労をしていること。 (フルタイム、パートタイム、夜間、居宅内の労働も含む。)	雇用期間	①標準時間認定： 月 120 時間以上の就労 ②短時間認定： 月 120 時間未満の就労
2	妊娠・出産	妊娠中であるかまたは出産後間がないこと。	妊娠中から生後5ヶ月に達する月末まで	標準時間認定
3	疾病・障がい	保護者が疾病若しくは負傷又は心身に障がい有して、児童の保育に支障があること。(※)	診断書の期間に準ずる	申請内容により判断
4	介護・看護	親族を常時介護していること。(別居親族含む)(※)	診断書の期間に準ずる	申請内容により判断
5	災害復旧	震災、風水害、火災等の災害の復旧に当たっていること。	-	標準時間認定
6	求職活動	求職活動を行っていること。	3か月/年	短時間認定
7	就学	学校や職業訓練校等に通い、児童の保育に当たれない場合(自動車学校、短時間の習い事、通信教育、塾等は除く。)	在学期間	申請内容により判断
8	虐待・DV	虐待やDVのおそれがあること。	-	標準時間認定
9	育休	育児休業取得中に、既に保育を利用して いる子どもがいて継続利用が必要である こと。	育休対象児童が1歳になる前日まで	短時間認定
10	市長が認める前各号に類する状態		-	申請内容により判断
11	その他	保護者が死亡、離別(別居)、行方不明等の場合	-	申請内容により判断

上記のいずれかを理由に入所した方で、入所期間後も継続を希望する場合は、期間満了日の属する月の24日までに保育を必要とする事由を証明する書類の提出が必要です。その他変更についても毎月24日までに申請があった翌月から変更とします。

※疾病・障がい、介護・看護について、申請内容によっては保育所等へ入所できる基準を満たさない場合があります。詳しくはこども未来課へお問い合わせください。



## 提出書類

※証明日から3か月以内の書類を提出してください。提出書類の年齢は令和6年4月1日時点の年齢をご記入ください。

※すべての書類はマイナポータルからオンラインで提出が可能です(発達支援保育希望の場合は窓口で申請が必要です)。

※1号認定は★の提出が必要です。

申込者全員が申込時に必要なもの																	
<input type="checkbox"/> (必須)	①申請者(保護者)の本人確認書類 ★																
<input type="checkbox"/> (必須)	②教育・保育給付認定申請書 兼 入所等申込書(施設型給付費・地域型保育給付費等) ★																
<input type="checkbox"/> (必須)	③確認事項チェックシート(表面)及び必要書類確認リスト(裏面) ★																
父 <input type="checkbox"/>	④「保育を必要とする事由」を証明する書類 ※父・母、それぞれ1部ずつ(必須) <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 30%;">就労 (自営業等を含む)</td> <td>◆就労証明書 ※指定の様式 自営業の方は、次の書類を提出することで加点されます。 ① (事業主の方) 自営業開業届、営業許可証、青色申告の控え ② (自営業協力者の方) 専従者給与支給の申告が確認できる書類 ※令和5年10月から自営業を含むすべての就労形態について、就労証明書で確認を行います。</td> </tr> <tr> <td>求職中</td> <td>◆求職活動申立書※指定の様式</td> </tr> <tr> <td>妊娠中</td> <td>◆「親子(母子)健康手帳」の写し ※予定分娩日が記載されているページ</td> </tr> <tr> <td>疾病・障がい</td> <td>◆診断書(保護者・同居者用) ※指定の様式</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">看護・介護</td> <td>◆診断書(看護・介護証明用) ※指定の様式</td> </tr> <tr> <td>◆看護(介護)申立書 ※指定の様式</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">就学</td> <td>◆在学証明書(在学期間が記載されているもの)</td> </tr> <tr> <td>◆授業日程証明書 ※お手持ちのカリキュラムも可(拘束時間がわかるもの)</td> </tr> <tr> <td>災害復旧活動中</td> <td>◆罹災証明書 ※指定の様式</td> </tr> </table>	就労 (自営業等を含む)	◆就労証明書 ※指定の様式 自営業の方は、次の書類を提出することで加点されます。 ① (事業主の方) 自営業開業届、営業許可証、青色申告の控え ② (自営業協力者の方) 専従者給与支給の申告が確認できる書類 ※令和5年10月から自営業を含むすべての就労形態について、就労証明書で確認を行います。	求職中	◆求職活動申立書※指定の様式	妊娠中	◆「親子(母子)健康手帳」の写し ※予定分娩日が記載されているページ	疾病・障がい	◆診断書(保護者・同居者用) ※指定の様式	看護・介護	◆診断書(看護・介護証明用) ※指定の様式	◆看護(介護)申立書 ※指定の様式	就学	◆在学証明書(在学期間が記載されているもの)	◆授業日程証明書 ※お手持ちのカリキュラムも可(拘束時間がわかるもの)	災害復旧活動中	◆罹災証明書 ※指定の様式
就労 (自営業等を含む)		◆就労証明書 ※指定の様式 自営業の方は、次の書類を提出することで加点されます。 ① (事業主の方) 自営業開業届、営業許可証、青色申告の控え ② (自営業協力者の方) 専従者給与支給の申告が確認できる書類 ※令和5年10月から自営業を含むすべての就労形態について、就労証明書で確認を行います。															
求職中		◆求職活動申立書※指定の様式															
妊娠中		◆「親子(母子)健康手帳」の写し ※予定分娩日が記載されているページ															
疾病・障がい		◆診断書(保護者・同居者用) ※指定の様式															
看護・介護		◆診断書(看護・介護証明用) ※指定の様式															
		◆看護(介護)申立書 ※指定の様式															
就学		◆在学証明書(在学期間が記載されているもの)															
	◆授業日程証明書 ※お手持ちのカリキュラムも可(拘束時間がわかるもの)																
災害復旧活動中	◆罹災証明書 ※指定の様式																
母 <input type="checkbox"/>																	
世帯状況について該当する場合、提出が必要なもの ※1号認定は★に該当する場合に提出が必要です。																	
<input type="checkbox"/>	★ひとり親世帯 ※児童扶養手当受給中の方、または母子及び父子家庭等医療費受給中の方は、情報連携により確認が可能のため、ひとり親である確認書類の提出は不要です。 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%;"></td> <td>(1)①戸籍謄本の写し(受理証明書可)②事実婚でない旨の申立書 (2) (離職届調停中の場合) 公的機関が発行した離職届調停中であることがわかる書類</td> </tr> </table>		(1)①戸籍謄本の写し(受理証明書可)②事実婚でない旨の申立書 (2) (離職届調停中の場合) 公的機関が発行した離職届調停中であることがわかる書類														
	(1)①戸籍謄本の写し(受理証明書可)②事実婚でない旨の申立書 (2) (離職届調停中の場合) 公的機関が発行した離職届調停中であることがわかる書類																
<input type="checkbox"/>	60歳未満の祖父母と同居 上記④「保育を必要とする事由」のうち該当するもの ※二世帯住宅、同アパートも含む同一敷地内に居住する場合																
<input type="checkbox"/>	★令和5年または令和6年1月1日時点で住所が浦添市外にあった保護者 ・入所申込書に住所地と個人番号をれなく記入してください。 ※転入前住所地において収入申告の手続きが必要です。 ・(国外就労の場合) W2等																
<input type="checkbox"/>	保育時間申立書 就労時間が月120時間未満の方で、シフトや通勤時間等で標準時間認定が必要である場合は申し出てください。 勤務状況等を確認後、標準時間認定に変更できる場合があります。 ※毎年度申請し認定を受ける必要があります。																
<input type="checkbox"/>	★転入・転居予定の方 ・転入予定者証または賃貸住宅標準契約書等の写し ・個人番号が確認できる書類																
<input type="checkbox"/>	★申込児童のきょうだいが私立幼稚園、児童発達支援等の施設、企業主導型保育施設等に在園している 令和6年4月以降の在園証明書または利用証明書																
その他該当する場合提出が必要なもの ※1号認定は★に該当する場合に提出が必要です。																	
<input type="checkbox"/>	★発達支援保育を希望 ※発達支援保育を希望する場合は、窓口での申請が必要です。 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%;"></td> <td>①発達支援教育保育申請書 ②診断書又は特別児童扶養手当診断書のコピー ※①②両方の提出必要</td> </tr> </table>		①発達支援教育保育申請書 ②診断書又は特別児童扶養手当診断書のコピー ※①②両方の提出必要														
	①発達支援教育保育申請書 ②診断書又は特別児童扶養手当診断書のコピー ※①②両方の提出必要																
<input type="checkbox"/>	認可外保育園を利用中または一時預かりを月12日以上かつ64時間以上利用している 通風、利用していることがわかる書類(園名と児童名の記載がある月謝袋、契約書等の写し、領収書の写し等)																

◇令和6年4月1日 認可保育所等新規受入予定児童数・保育状況一覧○公立保育所・法人保育園(こども未来課へ申込)

種別	No	保育所名	定員	0	1	2	3	4	5	合計	所在地	電話	保育標準時間認定			保育短時間		発達支援	上乗せ徴収	保育料以外の徴収金	
				令和6年4月1日 受入予定児童数 (令和5年10月1日時点)									月～金	土	延長保育 (月～金)	月～金	土				
				歳	歳	歳	歳	歳	歳				歳								
公立	1	内間保育所	115	0	11	1	8	0	0	20	内間 4-26-20	877-3000	7:15～18:15	7:15～14:00	1時間	8:15～16:15 9:15～17:15	7:15～14:00	○	無	有	
	2	大平保育所	124	3	7	3	4	4	2	23	安波茶 1-28-2	877-9734	7:15～18:15	7:15～14:00	1時間	8:15～16:15 9:15～17:15	7:15～14:00	○	無	有	
	3	宮城ヶ原保育所	124	3	7	13	5	1	3	32	宮城 2-4-1	877-3827	7:15～18:15	7:15～14:00	1時間	8:15～16:15 9:15～17:15	7:15～14:00	○	無	有	
私立(法人)保育園	4	バンダ保育園★	145	12	7	0	1	2	2	24	安波茶 1-13-8	877-7585	7:00～18:00		1時間	8:00～16:00		○	無	有	
	5	さみどり保育園	110	9	8	2	2	2	0	23	伊祖 3-44-2	879-2000	7:00～18:00		1時間	8:30～16:30		○	無	有	
	6	テクノ保育園★	90	12	6	2	2	2	0	24	城間 1-12-12	876-0693	7:15～18:15		1時間	8:15～16:15		○	無	無	
	7	ジョイジョイ保育園	80	9	9	0	0	0	0	18	城間 3-26-11	877-0706	7:00～18:00		1時間	8:30～16:30		○	無	有	
	8	ありあけ保育園★	150	6	6	6	0	0	0	18	勢理客 3-6-10	878-1781	7:00～18:00		2時間	8:30～16:30		○	無	有	
	9	内間みどり保育園	120	12	13	2	3	2	1	33	内間 3-1-13	878-9984	7:00～18:00		1時間	8:00～16:00 / 9:00～17:00		○	無	有	
	10	わらべ保育園★	128	15	9	0	0	0	0	24	沢岬 1-11-6	877-8896	7:00～18:00		1時間	8:00～16:00		○	無	有	
	11	てだこ保育園★	125	15	3	6	0	4	2	30	経塚 1-3-5	879-3065	7:15～18:15		1時間	7:15～18:15のうち8H		○	無	有	
	12	あずま保育園	120	9	6	6	0	2	1	24	経塚 645-2	871-0607	7:00～18:00		1時間	8:00～16:00 9:00～17:00	8:00～16:00	○	無	有	
	13	柿の実保育園	100	6	6	6	0	0	0	18	前田 1-11-17	878-2171	7:00～18:00		1時間	8:00～16:00/9:00～17:00		○	無	有	
	14	子むすびの森保育園	90	6	12	0	7	2	4	31	前田 1224-1	878-2711	7:00～18:00		1時間	8:00～16:00		○	無	有	
	15	広栄保育園★	156	12	11	3	2	2	2	32	当山 2-7-7	877-0568	7:00～18:00		1時間	8:00～16:00		○	無	有	
	16	たいよう保育園	120	15	14	0	0	0	0	29	大平 1-14-11	878-1780	7:15～18:15		1時間	7:15～15:15/ 8:15～16:15/9:15～17:15		○	無	有	
	17	あさのうら保育園	60	5	0	6	1	4	3	19	伊祖 1-21-8	878-4369	7:15～18:15		1時間	8:15～16:15 / 9:15～17:15		○	無	有	
	18	みやぎ保育園	60	8	2	0	0	2	2	14	宮城 2-34-5	877-0473	7:15～18:15		1時間	7:15～18:15のうち8h		○	無	有	
	19	前田さくら保育園※1	120	12	3	0	4	3	3	25	前田 1-55-1	875-5959	7:00～18:00		1時間	8:00～16:00		○	無	有	
	20	きんばす浦添西原保育園	78	9	3	0	0	3	0	15	西原 5-4-12	870-0510	7:15～18:15		1時間	8:30～16:30		○	無	有	
	21	美咲保育園	67	3	9	0	4	0	0	16	伊祖 4-4-10	955-0050	7:30～18:30		1時間	8:30～16:30		○	無	有	
公立・法人保育所 計			2282	181	152	56	43	35	25	492											

○小規模・事業所内保育事業所(こども未来課へ申込)

種別	No.	保育所名	定員	0	1	2	3	4	5	合計	所在地	電話	保育標準時間認定			保育短時間		発達支援	上乗せ徴収	保育料以外の徴収金
				歳	歳	歳	歳	歳	歳				延長保育(月～金)	月～金	土					
				令和6年4月1日受入予定児童数 (令和5年10月1日時点)					月～金				土	月～金	土					
小規模・事業所内保育事業所	22	ライオンの子保育園ティモン	18	6	0	0				6	前田 1-46-1	876-8001	7:00～18:00	1時間	7:00～18:00のうち8h		無	有		
	23	すきっぷ保育園	19	3	6	0				9	伊祖 4-11-16 201	874-8500	7:30～18:30	1時間	8:30～16:30		無	有		
	24	かすみ保育園	19	3	3	0				6	西原 4-10-19	943-5120	7:30～18:30	1時間	8:30～16:30/9:00～17:00		無	有		
	25	もこもこ保育園※2	19	7	0	0				7	前田(予定地)	875-7171	7:00～18:00	1時間	8:30～16:30		無	有		
	26	げんき保育園	19	3	5	1				9	経塚 430 番地	875-3074	7:15～18:15	1時間	8:00～16:00/8:30～16:30		無	有		
	27	たくし保育園	19	3	5	3				11	沢岬 1-22-1	877-3775	7:15～18:15	1時間	8:00～16:00		無	有		
	28	ゆめの森保育園	18	6	0	0				6	宮城 4-2-7	875-8348	7:00～18:00	1時間	8:00～16:00		無	有		
	29	あいめ保育園	19	6	0	1				7	城間 2-12-5 1F	917-0777	7:00～18:00	1時間	8:00～18:00のうち8h		無	有		
	30	ささのは保育園	19	3	5	3				11	内間 3-19-1	870-1666	7:00～18:00	1時間	7:00～18:00のうち8h		無	有		
	31	すまいるほいくえん	19	5	0	4				9	宮城 3-5-9	878-2746	7:00～18:00	1時間	8:00～16:00		無	無		
	32	えくぼ保育園	19	4	5	0				9	城間 3-26-12	873-0003	7:15～18:15	1時間	7:15～18:15のうち8h		無	無		
	33	さつき保育園	19	3	6	3				12	伊祖 4-10-5	878-6837	7:15～18:15	1時間	7:15～18:15のうち8h		無	有		
	34	サウンドキッズ	19	3	6	1				10	屋富祖 2-1-5	879-3280	7:15～18:15	1時間	7:15～18:15のうち8h		無	有		
	35	ちゅうりっぷ保育園	19	1	8	1				10	伊祖 2-24-8	879-0155	7:30～18:30	1時間	8:30～16:30		無	有		
	36	きらきら保育園	19	5	3	0				8	港川 2-9-3	874-3742	7:30～18:30	1時間	8:00～16:00		無	有		
	37	リトルチェリー保育園	19	7	0	1				8	港川 2-5-2 2階	975-7706	7:15～18:15	1時間	8:15～16:15/9:15～17:15		無	有		
	38	港川保育園	19	3	5	0				8	伊祖 2-16-10-101	879-0579	7:30～18:30	1時間	8:30～16:30/9:00～17:00		無	有		
	39	浦西保育園	19	5	1	0				6	西原 5-12-5	987-6652	7:30～18:30	1時間	8:00～16:00/8:30～16:30 9:00～17:00		無	有		
地域型保育所 計			336	76	58	18				152										

※この施設は0歳～2歳までを保育する施設です。3歳～5歳の募集はありません。

★印の園は分園があります。分園・本園は選択できません。※保育内容等については、各園のホームページをご確認いただくか、または直接園にお問い合わせください。

※1 前田さくら保育園は、認定こども園に向けて調整中です。ただし、保育を必要とする児童の受け入れ枠及び保育料に変更はありません。

※2 もこもこ保育園は、令和5年12月から浦添市前田へ移転しています。

※上記受け入れ予定数は、配置基準を満たす保育士数が確保できた場合の受け入れ数となっています。保育士数によっては、受け入れ児童数が変更になる場合があります。

※小規模・事業所内保育事業所については、卒園児(2歳児)転園状況によっては、受け入れ児童数が減る場合があります。

※保育短時間認定の方で、上記時間帯の前後保育を受ける場合、延長保育料が発生します。複数パターンある園の場合は、どちらの時間帯にするか選択できます。

詳しくは各保育園へお問い合わせください。

○公立・公私連携型認定こども園(1号・2号ともこども未来課へ申込)

○私立認定こども園(1号は希望施設へ、2・3号はこども未来課へ申込) ※記載されている受入予定児童数は2・3号の人数

種別	No.	保育所名	2・3号定員	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	合計	所在地	電話	保育標準時間認定			保育短時間		発達支援	上乗せ徴収	保育料以外の徴収金
				令和6年4月1日受入予定児童数 (令和5年10月1日時点)					月～金				土	延長保育 (月～金)	月～金	土				
公立・公私連携型認定こども園	39	仲西こども園	80	※この施設は3歳～5歳までを保育する施設です。0歳～2歳の募集はありません。	7	11	12	30	宮城2-4-1	870-1077	7:15～18:15		1時間	8:15～16:15		○	無	有		
	40	浦添こども園	75		7	5	20	32	仲間2-47-2	877-1042	7:15～18:15		1時間	8:15～16:15		○	無	有		
	41	神森こども園	70		8	4	20	32	勢理客1-4-1	877-2647	7:15～18:15		1時間	8:15～16:15		○	無	有		
	42	浦城こども園	135		18	6	15	39	伊祖2-13-1	877-8050	7:15～18:15		1時間	8:15～16:15		○	無	有		
	43	内間こども園	75		7	4	20	31	内間4-3-1	879-1639	7:15～18:15		1時間	8:15～16:15		○	無	有		
	44	前田こども園	90		8	0	24	32	前田333	943-2106	7:15～18:15		1時間	8:15～16:15		○	無	有		
	45	港川こども園	90		10	21	14	45	城間4-37-1	878-3011	7:15～18:15		1時間	8:15～16:15		○	無	有		
	46	沢岬こども園	50		5	0	16	21	沢岬998	870-0600	7:15～18:15		1時間	8:15～16:15		○	無	有		
	47	宮城こども園	70		8	9	12	29	宮城3-7-3	879-5997	7:15～18:15		1時間	8:15～16:15		○	無	有		
	48	当山こども園	72		7	6	18	31	当山2-34-2	877-7876	7:15～18:15		1時間	8:15～16:15		○	無	有		
49	牧港こども園	55	7	4	0	11	牧港2-14-1	877-1991	7:15～18:15		1時間	8:15～16:15		○	無	有				
私立認定こども園	50	牧港ひまわり幼稚園	45	10	2	2	14	牧港2-33-1	878-0878	7:30～18:30	7:30～14:00 (第1・第3土曜日のみ)	短時間認定のみ18:30まで	7:30～18:30のうち8h	7:30～14:00 (第1・第3土曜日のみ)	○	有	有			
	51	ほるとのきこども園	90	12	3	0	0	0	15	牧港1-64-6	979-9880	7:15～18:15		1時間	8:15～16:15		○	有	有	
	52	ルーブルこども園	99	6	12	0	2	2	3	25	港川2-21-1	879-1188	7:00～18:00		1時間	8:00～16:00/9:00～17:00		○	有	有
	53	愛音こわんこども園	96	9	6	4	1	0	0	20	大平2-7-6	877-7566	7:15～18:15		1時間	8:30～16:30/9:00～17:00		○	無	有
	54	あいのそのこども園	135	9	6	2	0	0	0	17	仲西2-3-11	879-1879	7:00～18:00		1時間	8:00～16:00/9:00～17:00		○	有	有
	55	あおいこども園	155	15	12	0	0	3	3	33	屋富祖1-3-17	870-1240	7:00～18:00		1時間	8:00～16:00/10:00～18:00		○	無	有
	56	牧港ひまわりこども園	126	12	10	0	0	0	0	22	牧港4-1-16	876-2850	7:15～18:15		1時間	8:30～16:30 9:00～17:00		○	無	有
	57	ハイジこども園★	160	12	14	6	0	0	0	32	牧港2-23-5	879-6057	7:00～18:00		1時間	8:30～16:30		○	無	有
	58	勢理客こども園★	145	18	4	0	1	0	0	23	勢理客2-18-27	877-3442	7:00～18:00		1時間	8:30～16:30		○	無	有

59	うららこども園★	110	9	6	2	0	0	0	17	当山 2-40-20	876-4452	7:00~18:00	1 時間	8:00~16:00/9:00~17:00	○	無	有
60	すず風こども園	137	15	5	0	1	0	0	21	内間 4-25-18	943-2499	7:00~18:00	1 時間	8:30~16:30	○	無	有
61	認定こども園うららにじ園	80	9	4	0	2	1	1	17	当山 2-40-18	876-2425	7:00~18:00	1 時間	8:00~16:00/9:00~17:00	○	無	有
62	あいか認定こども園	90	9	9	0	0	0	0	18	当山 3-6-1	870-0852	7:00~18:00	1 時間	8:00~16:00/9:00~17:00	○	無	有
63	みのり幼稚園※3	204	-	6	12	0	0	0	18	前田 3 丁目	877-4980	7:30~18:30	30 分	8:30~16:30	○	有	有
64	にしぼるこども園★	105	6	12	0	1	0	0	19	西原 6-16-14	878-2486	7:00~18:00	1 時間	8:00~16:00	○	無	有
公立・公私連携こども園 私立認定こども園 計		2663	141	109	26	103	72	162	613								

★印の園は分園があります。分園・本園は選択できません。※保育内容等については、各園のホームページをご確認いただくか、または直接園にお問い合わせください。

※3 みのり幼稚園は、令和6年度（住所地：前田3丁目）で、新施設園を開所予定です。

※保育短時間認定の方で、上記時間帯の前後保育を受ける場合、延長保育料が発生します。複数パターンある園の場合は、どちらの時間帯にするか選択できます。

詳しくは各こども園へお問い合わせください。

※上乗せ徴収…教育・保育の質の向上を図る上で特に必要と認められる対価について保護者に負担を求めるもの。

例) 基準以上の教員の配置や、平均的な水準を超えた施設整備など。

※保育料以外の徴収金…教育・保育施設の利用において通常必要とされる経費で、保護者負担が適当と認められるもの。

例) 文房具代、制服代、遠足代など（金額は各園にお問い合わせください。）

※上記受け入れ予定数は、配置基準を満たす保育士数が確保できた場合の受け入れ数となっています。保育士数によっては、受け入れ児童数に変更になる場合があります。

※私立認定こども園の1号申請は、希望施設へ直接申込となっています。ただし、発達支援を希望される方は、こども未来課で受付を行います。

公立・公私連携認定こども園（小学校に併設している認定こども園）利用定員、その他費用

公立は、市が運営を行う施設です。公私連携は、市と協定を締結した法人が運営を行う施設です。

公立認定こども園 利用定員												
	浦添こども園			内間こども園			牧港こども園			当山こども園		
年齢	定員	1号	2号	定員	1号	2号	定員	1号	2号	定員	1号	2号
3歳児	20	5	15	20	5	15	20	5	15	20	5	15
4歳児	25	5	20	25	5	20	30	10	20	30	15	15
5歳児	50	10	40	50	10	40	30	10	20	60	18	42
公私連携認定こども園 利用定員												
	仲西こども園			神森こども園			港川こども園			前田こども園		
年齢	定員	1号	2号	定員	1号	2号	定員	1号	2号	定員	1号	2号
3歳児	20	5	15	20	5	15	20	8	12	20	3	17
4歳児	40	10	30	25	5	20	44	12	32	27	4	23
5歳児	50	15	35	40	5	35	51	15	36	58	8	50
	浦城こども園			沢岬こども園			宮城こども園			お住いの小学校校区 		
年齢	定員	1号	2号	定員	1号	2号	定員	1号	2号			
3歳児	38	5	33	20	5	15	20	3	17			
4歳児	47	10	37	20	5	15	30	7	23			
5歳児	75	10	65	25	5	20	40	10	30			

○公立・公私連携型認定こども園は、小学校に併設する幼稚園から認定こども園へ移行した施設です。

○こども園に入園を希望する方は期日内にお申し込みが必要です。

○1号認定の申し込みが受け入れ枠を上回った場合抽選となります。選考では、校区内（小学校に準ずる）の児童が優先です。

○校区外のこども園を希望する場合の選考は、2次選考から対象となります（申し込み状況により判断しますが、定員に空きがある場合は入園も可能です）。ただし、入学する小学校は、校区に基づき指定されますので、校区外の公立・公私連携型認定こども園への入園を希望される場合は、その点ご留意の上お申し込みください。

○原則徒歩での登園をお願いしています。

○調整区域にお住いの方で公立・公私連携型認定こども園を希望される方は、事前に申し出てください。

○1号認定の給食費は、土曜日や夏休み等を除いた年間経費を12か月で除しています。

【その他の費用】	一時預かり保育利用料	延長保育利用料
1号認定	教育・保育時間後の利用 400円 (月～金) 14:15～18:15 ※おやつ代 50円は別途徴収	時間外保育の利用: 300円 (月～金) 18:15～19:15
	休業日(土曜日、長期休暇)の利用 1日利用: 800円/半日利用 400円 ※給食費 250円、おやつ代 50円別途徴収	
2号認定 (標準時間認定)	-	(月～金) 18:15～19:15 日額: 300円/月額: 3,000円
2号認定 (短時間認定)	-	(月～金) 16:15～19:15 1時間: 日額 250円/月額: 2,500円 2時間: 日額 500円/月額: 3,500円 3時間: 日額 800円/月額: 5,500円

## オンライン申請について

令和6年度の保育所等の入所申込、現況届、教育・保育給付認定申請などの手続きがオンラインにより申請が可能となります。オンライン申請を利用すると、お手元のパソコンやスマートフォンで申請が完了しますので、原則窓口に来る必要はありません。24時間いつでも手続き可能なオンライン申請をぜひご利用ください。



### 事前にご用意いただくもの

- ・スマートフォンまたはパソコン
  - ・申請者（保護者）の身分証明書（運転免許証など）
  - ・個人番号を確認できる書類（マイナンバーカード、通知カードなど）
  - ・必要書類等（保育の必要性を確認する書類など）
- 必要書類の詳細については5ページをご確認ください。

指定様式は、浦添市ホームページからダウンロード可能です。

マイナポータル ぴった  
りサービス QRコード



### 申請項目

<ul style="list-style-type: none"> <li>・現況届（2号・3号）</li> <li>・現況届（1号）</li> </ul>	〈在園継続申込〉市内の認可保育園、認定こども園を利用しているが、保育を必要とする事由に該当することを確認するための手続きです。
<ul style="list-style-type: none"> <li>・教育・保育給付認定兼保育施設等の利用申込（2号・3号）</li> <li>・教育・保育給付認定兼保育施設等の利用申込（1号）</li> </ul>	〈新規入園児・転園希望申込〉市内の認可保育園、認定こども園の施設を利用するための手続きです。
<ul style="list-style-type: none"> <li>・支給認定の申請（2号・3号）</li> <li>・支給認定の申請（1号）</li> </ul>	〈認可外保育施設等〉教育・保育の必要性の認定（支給認定）を受けるための手続きです。
【再提出フォーム】保育所等入所申込みに関する追加資料	不足書類の提出依頼を受けた方はこちらのフォームから提出してください。
保育所入所申込取下げ	〈随時〉左記の届け出が必要な際にご利用ください。
保育所等退所届	
保育所入所内定辞退	
希望園変更届	
世帯状況変更届	

### 注意事項

- ・申込案内、申込受付期間をご確認の上お申し込みください。申込受付期間の終了時点で記載内容の不備や書類の不足、不備がある場合は利用調整の対象とならない場合があります。
- ・先着順ではありません。
- ・R5年度の年度途中申込は窓口受付（紙申請）のみとなります。
- ・1号認定の私立認定こども園を利用する方は、直接園にお申し込みください。
- ・特別な支援（発達支援教育保育）を要する児童の申し込みは、こども未来課窓口で申請手続きが必要となります。
- ・浦添市民で浦添市外の保育施設を希望する場合はオンライン申請できません。窓口にて申請を行ってください。

新規申込児童の保育所等入所までの流れ(一斉入所4月から入園)

①認定申請・入所申込 受付期間:10月10日~11月2日

必要書類は全て揃えて提出してください。不備がある場合は受付できません。(書類受理後追加書類受付12月1日まで) 令和6年3月末までは、令和6年度の待機の順番確認はできませんので、ご了承ください。

②認定審査、利用調整(選考)、書類審査・電話・訪問等 選考期間:12月4日~1月上旬ごろ

◇全保育所等を通じて、浦添市保育所等入所基準表に基づき、保育の必要度が高い方から選考していきます。  
◇電話や訪問などにより、申込の内容確認を行います。勤務確認がとれない方や就労証明書等の内容が実態と異なる場合は、入所できません。

却下

調査の結果、保育を受ける要件に該当しない場合は保育認定を受けることができません。

※退職や提出書類の内容と異なることが分かった時は、保護者からの申出(書類の追加提出)があるまでは、利用調整(選考)の対象にならず、却下される場合があります。

③支給認定証交付・1次選考利用調整結果通知 発送予定日:令和6年1月中旬頃

保留

利用調整の結果、1次選考では入所できませんでしたが、2次選考以降で空きが出るまで待機となります。

④2次選考 選考期間:2月頃

待機

2次選考で待機となった場合は令和6年度の途中入所で引き続き選考を行います。入所申込書は、令和7年3月31日まで有効です。

⑤健康診断・面接 1月中旬~2月下旬頃

「健康診断書」、「内定通知書」を一緒に郵送します。かかりつけの病院等で健康診断を受けて、面接の日に保育所等に「健康診断書」を提出してください。

※面接日程は、保護者から内定園に連絡し、直接日程調整を行って下さい。

⑥保育の利用開始

面接終了と健康診断書等の確認後、集団保育が可能と判断されたときは、保育の利用開始となります。



入園申し込み後の変更をする場合に提出が必要な書類について

変更手続きは電話で受け付けできません。書面での提出のみ有効となります。オンライン申請または窓口、郵送で期限内に提出してください。変更後の「保育を必要とする事由」に当てはまる書類が必要です。詳細については3~5ページをご確認ください。

#### (1) 保護者の状況に変更がある場合について

保護者の状況等に変更がある場合には、速やかにこども未来課へご連絡ください。保育を必要とする要件がない場合(仕事を退職していた等)、保護者からの申し出(追加資料の提出)があるまで入所選考の対象になりません。追加書類漏れにはご注意ください。

保育所内定後に提出された書類の内容と異なる状況である場合は、再選考を行います。再選考後に内定取消となることがあります(再選考例:就労時間や就労日数が変更となり、基準点が下がる場合など)。

#### (2) 追加書類による点数変更について

入所基準表に基づく点数が変更になる追加書類等の提出については、12月1日(金)まで受け付けます。それ以降の提出は、令和6年4月1日の入所選考に反映されない場合もありますのでご了承ください。

#### (3) 希望園の変更について

申込書提出後の希望園変更は、11月2日(木)まで受け付けます。窓口、オンライン申請で変更届の提出が必要です(電話での変更不可)。ただし、内定・不承諾の通知が届いて希望園に内定できなかった場合には、2次選考時の希望園の変更が可能です。詳細については、内定・不承諾通知に同封している書類をご確認ください。

※一斉入所申込受付期間内に申し込んだ方には、内定・不承諾いずれの場合も郵送にて結果をお知らせします。(令和6年1月中旬頃発送予定)

#### (4) 保育施設等の利用内定を辞退したい場合

利用内定した後に、利用を辞退する場合はすみやかに「保育所入所内定辞退書」をこども未来課窓口まで提出する必要があります。

※内定辞退後、次回以降の申込時に入所選考が不利になることはありません。

#### (5) 保育施設等の利用申込を取り下げたい場合

保育施設等の申込みが必要なくなった場合に「保育所入所申込取下書」をこども未来課まで提出する必要があります。

※申込取り下げ後、次回以降の申込時に入所選考が不利になることはありません。

※申込取り下げ後は、「待機証明書」、「支給認定証、教育・保育給付認定通知書」等の証明書が発行できません。

※取り下げた後に再度保育施設等の利用を希望される場合は新たに申込手続きが必要となります。

(6) 「希望する施設に入所できない場合は育児休業延長も許容できる」にチェックした人で、チェックを取り下げたい場合は、窓口、オンライン申請にて「世帯状況変更届」の提出が必要です(電話での変更不可)。

## 保育の必要量の認定区分

保育を必要とする事由に応じて、保育の必要量を次の2つの区分のいずれかに認定します。

「保育標準時間」認定	最長11時間の利用時間(フルタイム就労を想定)
「保育短時間」認定	最長8時間の利用時間(パートタイム就労を想定)

※就労時間が月120時間未満の方で、シフトや通勤時間等で標準時間認定が必要である場合は申し出てください。

勤務状況等を確認後、標準時間認定に変更できる場合があります。※毎年度申請し認定を受ける必要があります。

※月途中の勤務形態変更等により、認定内容が変更になる場合は翌月から変更になります。

## 利用調整(選考)方法について

利用調整(選考)は、第1希望～第5希望の児童を含めて、保育の必要度の高い方を優先とします。保育の必要度は浦添市保育所等入所基準表に基づき、点数化しています。

(例) 第1希望で38点の方より第2希望で40点の方が優先。

## 一斉入所期間の転園選考について

転園の申込は、現在浦添市内の保育施設に在園中の児童が、浦添市内の他の施設を希望する場合に必要な手続きです。転園を希望される場合は、新規の申し込みと同様に入所申込書類にて点数での選考を行います。

- ・申し込み締切日は入園申込締切日と同日です。(郵送の場合は必着です。消印有効日ではありません。)
- ・転園が内定した時点で、いかなる理由があっても元の保育園には戻れませんのでご注意ください。
- ・転園の意思がなくなった場合は、こども未来課までご連絡ください。

令和6年4月1日申込から1次選考で保留となった場合は在園している園での進級となります。2次選考以降は在園保障が無くなったため内定にならないかぎり待機となります。



1 はじめに

市内全ての教育・保育施設では、集団生活を通じて、それぞれの児童の特性に合わせ、より丁寧に教育保育を行い、心身ともに健やかな成長及び発達を支援する事を目的として発達支援教育保育を実施しています。

発達支援教育保育は、おおむね支援が必要な児童2名に対し、加配保育士1名を配置し教育保育をおこなっています。

2 発達支援教育保育を希望する場合

必要書類を申込期限内に提出して頂き、その後、発達支援審査会において児童の健やかな育ちの支援のため加配保育者を配置した教育保育を行うことが望ましいと判定された場合、発達支援教育保育での入所（園）対象となります。

3 申請にあたって

- 申請につきましては家族の同意のもと、直接こども未来課窓口での申請をお願いいたします。
- 現在、市内認可園に在園している場合は、園とも相談のうえ申請を進めて下さい。
- 申請に必要な書類の提出の他に、発達支援審査会への参加や、認可園での集団保育未経験の児童は、体験保育も必要となります。
- 医師による診断書（必要書類③）作成にあたっては時間がかかる場合があります。また、受診予約に6ヵ月以上かかる場合もある為、早めの医療機関へのご相談をお願いします。
- 診断書が提出期日までに間に合わない場合は、こども未来課へご相談下さい。

	公立保育所・私立保育園 小規模保育所（園）39園	私立認定 こども園15園	公立認定 こども園4園	公私連携認定 こども園7園
入所対象 年齢	0歳～5歳 ※小規模は0歳～2歳	0歳～5歳	3歳～5歳	3歳～5歳
申込時期	10月10日（火）～11月2日（木）			
必要書類	① 令和6年度教育・保育給付認定申請書兼申込書 ② 発達支援教育保育申請書 ③ 医師による診断書または特別児童扶養手当診断書の写し			
申込場所	浦添市役所2階 こども未来課 教育・保育係（窓口申請のみ）			



4 申請から入所(園)施設決定までの流れ

- ① 申請→②体験保育→③発達支援審査会→④判定結果通知→⑤内定通知、在所(園)承諾通知

【注意事項】

- ※④の通知は、集団保育が可能かどうか、または発達支援教育保育が望ましいかの判定結果となります。入所(園)施設が決定したということではありません。
- ※支援が必要な児童の受け入れにつきましても限りがあります。利用調整が決まり次第、⑤の通知を送付いたしますが、受け入れ先がない場合には待機になる可能性があります。ご了承下さい。

新規申込、希望園の変更受付期間・選考期間

入園希望日	新規申込・希望園変更 受付期間	選考期間
5月1日	～4月5日(金)	4月8日(月)～4月19日(金)
6月1日	～4月30日(火)	5月1日(水)～5月17日(金)
7月1日	～5月31日(金)	6月3日(月)～6月14日(金)
8月1日	～6月28日(金)	7月1日(月)～7月12日(金)
9月1日	～7月31日(水)	8月1日(木)～8月16日(金)
10月1日	～8月30日(金)	9月2日(月)～9月13日(金)
11月1日	～9月30日(月)	10月1日(火)～10月18日(金)
12月1日	～10月31日(木)	11月1日(金)～11月15日(金)
1月1日	～11月29日(金)	12月2日(月)～12月20日(金)
2月1日		
3月1日		

保育所(園)等入所案内の流れ

① 新規申込み受付

上記表中の新規申込受付終了日までに、保育所等入所申込にかかる書類一式をこども未来課へ提出してください。

② 受入れ可能児童数確認・希望園の変更受付

前々月の月末頃に、浦添市 HP にて受入れ可能児童数が確認できるようになります。

(例:6月1日入所希望の場合、4月末頃に受入れ可能児童数を確認できます。)

希望園を変更したい場合は、上記希望園変更受付終了日までに、希望園変更届をこども未来課に提出してください。(オンライン申請、郵送も可)※電話での希望園変更受付は行っていません。

※受入れ可能児童数は、状況により変更になる可能性があります。ご了承ください。

※きょうだいがある園に通っている等により年度途中の転園を希望される場合は、転園希望先に待機児童及び新規申込者がいない場合のみの選考となります。上記表中の新規申込受付終了日までに、保育所等入所申込にかかる書類をこども未来課へ提出してください。

③ 選考開始

浦添市保育所等入所基準表に基づき、点数化します。

内定

上記表中の選考期間中に決定次第、内定者にはお電話にてご連絡します。

保留

引き続き選考を行います。入所申込書は、令和7年3月31日まで有効です。新規申込で「待機児童」となる方につきましては、選考終了後1度のみ保留通知をお送りします。

④ 健康診断・保育所との面接

内定後、入所までの間に健康診断を受けていただき、内定園との面接を行います。

※健康診断書の様式は、浦添市 HP からダウンロードできます。

⑤ 翌月1日から保育所入所

入所決定後、入所承諾通知をお送りします。

浦添市保育所等保育料

階層	区分	保育料(月額)		※ 市民税所得割課税額が発生していない(0円)場合でも、保護者どちらか一方に均等割(市:3500円・県:1500円)が発生している世帯については、課税世帯として3階層になります。  ※ 保育料算定のための住民税額決定の際、「住宅借入金等特別控除額」、「電子証明書(e-tax)等特別控除額」、「寄付金控除額」、「配当控除額」、「外国税控除額」は控除の対象となりませんのでご注意ください。  ※ 保護者の収入が生活保護基準に満たない場合は、同居者を含めた税額で保育料を決めることがあります。
		3歳未満児(3号)		
		標準時間	短時間	
1	生活保護世帯	0	0	
2	市民税非課税世帯	0	0	
3	48,600円未満	15,000	14,740	
	※母子・父子・障がい者世帯	9,000	9,000	
4	97,000円未満	25,000	24,570	
	※母子・父子・障がい者世帯 77,101円未満	9,000	9,000	
5	169,000円未満	36,000	35,380	
6	301,000円未満	45,000	44,230	
7	397,000円未満	55,000	54,060	
8	397,000円以上	65,000	63,890	

保育料算定方法について

○保育料は保護者の市民税と世帯の状況で決まります。保護者の市民税所得割額の合計額により保育料を算定します。

令和6年4月から8月までは令和5年度の市民税(均等割・所得割)で保育料を算定し、令和6年9月から令和7年3月までは令和6年度の市民税(均等割・所得割)をもとに保育料が算定されます。申告期間に申告の漏れがないようにしてください。

☆毎年9月が保育料の切り替え時期となります。

4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
前年度の市町村民税に基づく保育料					当年度の市町村民税に基づく保育料						

○非課税世帯で祖父母と同居している方

非課税世帯(2階層)で祖父母と同居していて、父母の収入の合計額が生活保護基準以下の場合は、祖父または祖母等を家計の主たる生計者として、保育料を決定します。なお、父母の収入には、公的な手当や養育費も含まれます。養育費を受けている場合は、その金額も含めますので昨年中に受け取った養育費の金額がわかる書類の提出が必要となります。

○幼児教育・保育の保育料の無償化について

幼児教育・保育の無償化に伴い、3歳児クラス以上の全世帯と0~2歳児クラスの非課税世帯の保育料は無料です。

※ただし、2・3号いずれの場合も、延長保育料は無償化の対象外となりますので、ご注意ください。

※3歳児クラス以上の給食費については、保護者負担となります。

## 税情報が確認できない方

**※保育料算定時に税情報が確認できない方は、保育料が仮算定となり、暫定的に最高階層となります。**

(1) 当該年の1月1日時点で浦添市外に住所があった方

保育料を算定するためにいずれかの書類をご提出ください。※ただし、未申告などにより確認できない場合は、(2)のとおりとなります。

① マイナンバーが確認できる書類(マイナンバーカード、マイナンバーが記載された住民票など)

マイナポータルから前住所地の課税情報を照会し保育料を算定します。(子ども・子育て支援法による子どものための教育・保育給付の支給又は地域子ども・子育て支援事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの)

ただし、次の場合は情報照会ができないため所得課税証明書の提出をお願いします。

- i 転入前に未申告だった方
- ii 住民基本台帳における情報取得の制限をかけている方

② 所得課税証明書(控除額等が省略されていないもの)

前住所地の証明書で課税額を確認し、保育料を算定します。

③ 国外就労の場合年間収入を証明する書類

収入を日本円に換算し、保育料を算定します。

(2) 収入申告が未申告の方

市民税課での申告が必要になります。扶養に入っている方でも、就労して収入のある場合は必ず申告をしてください。(扶養に入っている方で収入が0円の場合は、申告の必要はありません。)

※仮算定後の保育料については、その後税の確認ができた時点から、前年度課税情報については4月、当年度課税情報については9月に遡って正しい保育料算定を行います。(給食費については20ページ参照。)

※保育料が増額となった場合、納付済の保育料との差額分を納付書で納めていただくことになります。保育料が減額となった場合、その差額分は原則として翌月の保育料に充当されます。

## 保育料納付について

保育料は、当月分を毎月15日(土日祝にあたる場合は翌営業日)に口座振替となります。

保育料は、大事なお子様を安全・安心にお預かりするために必要となる経費に充てていますので、保育運営に支障がないよう、期限内の納付をお願いします。

保育料の滞納は、滞納なく支払っている保護者の方や、入所できずに待機している方に対する公平性に欠け、保育所等入所基準表で減点の対象となります。納付相談をしますので、至急こども未来課へご連絡ください。

Web 口座振替受付  
QRコード



### Web 口座振替受付サービス(新規内定者向け)

保育所保育料等の口座振替の受付をスマートフォン、パソコンのインターネットを利用して受付するサービスです。

取扱金融機関: 琉球銀行、沖縄銀行、沖縄海邦銀行、コザ信用金庫、沖縄県労働金庫、ゆうちょ銀行

#### 注意事項

- ・口座振替が可能なのは、次の施設に入所されている場合です。公立保育所/私立保育園(保育料のみ)/公立認定こども園(浦添・内間・当山・牧港こども園)
- ・すでに口座振替にて納付している場合は新たな手続きは不要です。別の口座から振替を希望する場合は新たに手続きが必要です。
- ・口座振替の場合、領収書は発行されませんので振替(振込)内容は通帳にてご確認ください。
- ・口座振替を停止・廃止は、このサービスでのお申込みはできません。各金融機関の窓口で手続きをお願いします。

**同一世帯の就学前児童**が保育所、幼稚園、認定こども園に入所している場合、または児童発達支援等の施設(一部対象外施設があります。)や企業主導型保育施設を利用している場合は、こども未来課への申請届出により軽減対象となります。多子軽減として第2子は半額、第3子以降は無償になります。



《**市民税非課税世帯**》

市民税非課税世帯(第2階層)の場合、第何子かを決定する際に算定対象となる子どもの年齢制限が撤廃され、第2子以降は無償になります。

《**市民税所得割額 57,700 円未満の多子世帯**》

市民税所得割合算が 57,700 円未満(第3階層から第4階層の一部)の場合、第何子かを決定する際に算定対象となる子どもの年齢制限が撤廃され、第2子を半額、第3子以降は無償となります。

《**市民税所得割額 77,101 円未満のひとり親・障がい者世帯**》

市民税所得割合算が 77,101 円未満(第3階層から第4階層の一部)のひとり親・障がい者世帯の場合、第何子かを決定する際に算定対象となる子どもの年齢制限が撤廃され、第2子以降は無償となります。

※市民税非課税世帯(第2階層)のひとり親・障がい者世帯に該当する世帯は、第1子から無償です。

※認可園に2人以上在園している場合は、届出の必要はありません。

※**私立幼稚園、児童発達支援等の施設、企業主導型保育施設等の施設**に入園、または利用している場合は、**令和6年4月以降の在園証明書や利用証明書の提出が必要**です。

※きょうだい児の在園証明書等の提出があった場合、きょうだい児の入園月(年度内に限る)に遡って保育料を変更します。

「ひとり親世帯等」の保育料軽減 (該当する世帯は提出漏れがないようご注意ください)

◇ひとり親世帯(現に児童を扶養していて**事実婚のない世帯**)

⇒「児童扶養手当受給者証」の写し、「母子及び父子家庭等医療費受給者証」の写しまたは「戸籍謄本(離婚日の記載があるもの)+事実婚にない旨の申立書」のうちいずれか1つを提出。

◇障がい児(者)のいる世帯(身体障害者・療育・精神障害者保健福祉手帳の交付を受けたもの、

特別児童扶養手当・障害基礎年金等の受給者のいる世帯)

⇒上記の手帳、受給者証のうちいずれか1つを提出。

**注意事項**

- ① ひとり親世帯の軽減適用は、**届出のあった翌月**からとなります。
- ② 障がい者世帯の軽減適用は、**届出のあった翌月**からとなります。
- ③ **上記の提出書類が届き次第、その写しをこども未来課まで提出してください。**
- ④ 保育料軽減の対象となるのは第2・3階層、第4階層の一部(市民税 77,101 円未満)の世帯です。
- ⑤ 上記書類の提出をしても、保育料に変更がない場合がありますので、ご了承下さい。



**事実婚又は虚偽の申立等が判明した場合、遡って保育料見直し・納付をすることになります。**

## 給食費について

2号認定のお子様の給食費(主食費+副食費)は、保護者負担となります。お支払いは各園へお願いします(公立以外)。1号認定の給食費は、土曜日や夏休み等を除いた年間経費を12か月で除しています。

### ◆主食費…ごはん代 ◆副食費…おかず代

※ただし、下記に該当するお子様は副食費が免除となります。また、施設の種別によって金額が異なります(下記参照)。滞納がある場合保育所(園)については児童手当から差し引きの相談ができます。

**※給食費算定時に税情報が確認できない方は、暫定的に最高階層となります。仮算定後の給食費については、税情報が確認できた翌月から再算定しますので、ご注意ください。**

## 副食費の免除対象の範囲

### 2号認定の子ども ※ は副食費免除となる範囲(単位:円)

階層	第1子	第2子	第3子
第1階層(生活保護世帯)	主食費	主食費	主食費
第2階層(市民税非課税世帯)	主食費	主食費	主食費
第3階層 (市民税所得割課税額 48,600 円未満)	主食費	主食費	主食費
母子・父子・障がい者世帯	主食費	主食費	主食費
第4階層 (市民税所得割課税額 57,700 円未満)	主食費	主食費	主食費
母子・父子・障がい者世帯 (市民税所得割課税額 77,101 円未満)	主食費	主食費	主食費
(市民税所得割課税額 97,000 円未満)	主食費+副食費	主食費+副食費	主食費
第5階層 (市民税所得割課税額 169,000 円未満)	主食費+副食費	主食費+副食費	主食費
第6階層 (市民税所得割課税額 301,000 円未満)	主食費+副食費	主食費+副食費	主食費
第7階層 (市民税所得割課税額 397,000 円未満)	主食費+副食費	主食費+副食費	主食費
第8階層 (市民税所得割課税額 397,000 円以上)	主食費+副食費	主食費+副食費	主食費

※多子のカウント方法については、これまでの保育料の多子軽減と同じです。多子カウント方法の詳細については19ページをご確認ください。

施設種別	主食費	副食費	合計
公立保育所	700 円	5,300 円	6,000 円
公立および公私連携型 認定こども園(2号)	700 円	5,300 円	6,000 円
私立(法人)保育園	700 円	5,800 円	6,500 円
私立認定こども園(2号)	各園で異なります。		

※令和5年10月現在

## 施設等利用給付（保育無償化）について

認定こども園・幼稚園の預かり保育利用料、認可外保育施設を利用される方が利用料無償化の給付を受けるためには、施設等利用給付認定（以下、「保育無償化認定」）を受ける必要があります。

### 1 対象者

次の要件を満たす場合に、必要な手続きを行うことで保育無償化認定を受けることができます。

①認定こども園・幼稚園の預かり保育  
②認可外保育施設  
のいずれかを利用



①3～5歳児クラス  
②0～2歳児クラス・満3歳児クラスの非課税世帯  
のいずれかに該当



保育の必要性がある  
（就労等）

※施設型給付幼稚園、認定こども園、保育所等を利用する3～5歳児クラスの子ども及び0～2歳児クラスの住民税非課税世帯で保育の必要があると認定された子どもは、無償化にかかる申請は必要ありません。

### 2 必要な手続き

次の①から③に該当する場合、手続きを行うことで保育無償化の認定または継続認定を受けることができます。

認定状況	今後必要な手続き
① 現在、保育無償化認定を受けている	毎年10月に現況確認の案内を郵送しますので、案内に沿って必要な手続きをお願いします。
② 現在、認定こども園・幼稚園で預かり保育を利用または認可外保育施設を利用して、保育無償化認定を受けていない	「1 対象者」に該当する場合、保育無償化認定を受けることができます。申請日からの認定となりますので、認定を希望される場合はお早めにお手続きください。
③ 令和6年4月から、1号認定で認定こども園・幼稚園に預かり保育を利用される方、または認可外保育施設へ通う予定の方	令和6年1月以降に新年度認定の受付を行います。園や市広報紙を通じて案内しますので、「1 対象者」に該当し保育無償化認定を希望される場合は期間内にお手続きください。

### 3 対象上限額

施設／年齢	0～2歳児クラス（非課税）	3～5歳児クラス
認定こども園・幼稚園 （預かり利用）	16,300円 （利用日数×450円）	11,300円 （利用日数×450円）
認可外保育施設	42,000円	37,000円

※上限額を超えた場合の差額は、保護者負担になります。

### 4 給付方法

保護者は一旦施設へ保育料を支払った後、市に償還請求を行います。



### 5 必要書類

(1) 子育てのための施設等利用給付認定申請書（様式第1号の2）

※市役所窓口にご用意しております。（浦添市 HP にてダウンロードも可）

(2) 保育を必要とする事由を証明する書類（5ページ参照）

(3) 世帯状況に応じて提出が必要な書類

※5ページの「世帯状況について該当する場合、提出が必要なもの」を参照ください。

このうち、「60歳未満の祖父母と同居」「保育時間申立書」「申込児童のきょうだいが私立幼稚園、児童発達支援等の施設、企業主導型保育施設等に在園している」場合の書類の提出は不要です。

保育無償化について



### 6 提出先

こども未来課 給付係 保育無償化窓口 ※窓口または郵送での提出

(1) 家庭状況の変更について

家庭状況の変更があった場合は、所定の様式をこども未来課まで提出してください。

入園後に出産、育児休業、転職、退職など家庭の状況や職務の状況に変更があった場合は書類の提出が必要です。変更する内容によっては添付書類が異なりますので下記を参考の上手続きをお願いします。

※電話での受付はできません。書面での提出のみ有効となります。窓口または郵送でご提出ください。

※提出書類を郵送する方は期間入所誓約書も併せて提出してください。窓口で直接提出する方は、その際に期間入所誓約書を記入してもらうので事前の準備は不要です。

※期間入所誓約書の保育所入所期間については、4 ページを参考にしてください。

(2) 婚姻、離婚や生活保護受給など、家庭状況の変更について

家庭の状況については、必要に応じて調査を行います。家庭状況の変更に伴い、認定内容や保育料が変更になることがあります。

(3) 年度途中の転園について

転園の申込は、現在浦添市内の保育施設に在園中の児童が、浦添市内の他の施設に移る場合に必要な手続きです。転園を希望される場合も新規の申し込みと同様に入所申込手続き書類の提出が必要です。

・申し込み締切日は入園申込締切日と同日です。（郵送の場合は必着です。消印有効日ではありません。）

・転園が内定した時点で、いかなる理由があっても元の保育園には戻れませんのでご注意ください。

・転園の意思がなくなった場合は、こども未来課までご連絡ください。

(4) 退園について

家庭での保育が可能となった場合や転出等で退園する場合は、退園希望日の 2 週間前までに「保育所等退所届出書」をこども未来課まで提出する必要があります。2 週間を切ってから届け出があった場合、届け出から 2 週間分の保育料が発生します。

保育を必要とする事由に該当しなくなった場合は、承諾された保育実施期間内でも退園となります。

1 か月以上保育園を欠席する場合は、保育を必要とする要件に該当しない等として退園となります。

浦添市外へ転出の場合、保護者希望により転出日を含む月末まで在園が認められます。

浦添市外へ転出し、引き続き同じ園に通園（継続通園）を希望される場合でも退所届の提出が必要です。また、継続通園を希望する場合は、浦添市の入所申込締め切り日までに転出先の市町村で入所の申込を行ってください。

申込に関する質問

1. 毎年度申請が必要ですか。  
令和5年度の申込をしている方でも、令和6年4月からの入所を希望する方は、新たに申込みをする必要があります。必要書類の提出がない場合には、選考の対象になりません。また不備がある場合は受付できません。
2. 保育園の受け入れ人数はどのように決めていますか。  
受入人数は面積、保育士数、保育状況等により決まります。退所等により空きが出た場合に選考を行いますので、希望する月に必ず入所できるとは限りません。
3. 早く申込したほうが入りやすいですか。  
選考は申込の先着順ではなく、保育を必要とする程度の高い順に行いますので、入所の順番や待機の順番は変動する場合があります。
4. どうやって入所が決まりますか。  
入所決定は、書類審査・調査（電話・訪問等）により保育を必要とする程度の高い方から決定します。保育所等入所後にも、電話・訪問等による勤務等状況調査がありますので、ご了承ください。保育所等入所後でも、申込書や添付書類等に虚偽がある場合は、入所の取消しや支給認定の取消し及び過料の対象となる場合があります。
5. 「希望する施設に入所できない場合は、育児休業延長も許容できる」とありますが、入所を希望する場合でもチェックを入れたほうがいいですか。  
この項目にチェックした場合、他の希望者を優先案内するため入所保留になります。入所を希望する場合はチェックを入れないようご注意ください。また、チェックを外す場合は「世帯状況変更届」を提出してください。
6. 認可外の申し込みはどこにしますか。  
認可外保育施設に直接申込をお願いします。
7. 待機の順番を確認したいです。  
一斉入所の待機状況の確認については、令和6年3月末まで照会できませんのでご了承ください。年度途中の待機の状況については、選考が終了し次第確認することができます。
8. 仕事を辞めた（保育を必要とする事由に該当しない）のですが、退園になりますか。  
・保育所等入所要件を満たさなくなった（保育を必要とする事由に該当しない）場合等は、保護者の在園希望期間に関係なく退所または入所の対象外になります。ほかに保育を必要とする事由の要件で手続きをしてください。  
・育児休業の取得期間については、原則として育児休業の対象となっているお子さんが1歳になる前日までは、在園している児童の継続入所が認められます。1歳を超えて育児休業を取得する場合で手続きを行わないとき在園児は保育の対象から外れ退所していただきます。
9. 一斉入所で申し込みした希望園を変更したいです。  
4月入所の選考に関して希望園変更は11月2日まで対応可能です。  
ただし、内定・不承諾の通知が届いて希望園に内定できなかった場合に、変更が可能です。希望園の変更期間や追加選考については、結果通知に同封するお知らせをご覧ください。空き状況については内定辞退や追加内定等により日々変動がありますのでご了承ください。電話での受付はしておりません。
10. 年度途中の受け入れ状況はいつ分かりますか。  
年度途中の締め切り 1週間ほど前からホームページで空き状況を公開しています。締め切り日まで変更がありますので、最終日までチェックをお願いします。

届け出に関する質問

11. 1か月以上保育園に登園できない場合は退園となりますか。  
1ヶ月以上欠席する場合、保育を必要とする要件に該当しないとして退所になります。（欠席している間も保育料は発生します。）一週間以上欠席する場合は、欠席届を提出してください。
12. 転出予定ですが、いつまで保育園に通えますか。  
市外転出の場合、保護者希望により転出日を含む月末まで在園が認められます。ただし、月をまたいでの在園は認められませんので、ご了承ください。退所する場合は、退所希望日の2週間前までに手続きを行ってください。2週間を切ってから届け出があった場合、届出日から2週間分の保育料が発生します。
13. 保育時間が短時間となっているが、勤務で残業したりお迎えが間に合わないときはどうしたらいいですか。  
こども未来課へ相談ください。就労状況などを確認し保育時間を変更できる場合があります。
14. 保育料はどのように算定していますか。  
保育料は保護者の市民税と世帯の状況で決まります。保護者の市民税所得割額の合計により保育料を算定します。



#### お問い合わせ・受付場所

〒901-2501 沖縄県浦添市安波茶一丁目1番1号  
浦添市 こども未来部 こども未来課 認定係  
TEL:098-876-1281(こども未来課 認定係直通)

様式等は浦添市ホームページからも入手できます。  
URL:<https://www.city.urasoe.lg.jp>